



ぼくたち わたしたち

くっちゃん子

俱知安でくすくす育つ子どもたちです。「こんな子に育ってほしい！」ご家族の願いも併せて紹介します。

☎総合政策課広報広聴係 ☎ 56 - 8001

流行の季節が近づいてきました インフルエンザと予防接種

ワクチンが必要とされる方に確実に届くよう、次の時期での接種にご協力をお願いします。（期間外でも接種可）

■10月25日以前／65歳以上の方、60～65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者など

■10月26日以降／それ以外の方。ただし、医療従事者、基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児（生後6カ月～小学2年生）の接種希望者はお早めに

ワクチンの予防効果

ワクチンで重要なのは「重症化や合併症の予防」の効果です。インフルエンザが重症化すると、命に関わる肺炎・気管支炎・脳症・心筋炎などになることがあります。が、ワクチンは、その予防に有効です。特に、高齢者では死亡を5分の1に、入院を2分の1から3分の1に減少させることが期待できるとの研究報告があります。

予防効果のある期間

接種を受けて約2週間後から予防効果を発揮し、約5カ月間持続します。従って、毎年受ける必要があります。

町のインフルエンザ予防接種の料金助成および対象について

(1)接種を受ける月に「満65歳以上の方」、「満60～65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能に障害を有する方」、「ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能不全の方」／1回の接種（自己負担有）
(2)生活保護世帯の方／13歳未満は2回、13歳以上は1回の接種（自己負担無）

○(1)、(2)の方の町内実施医療機関や開始時期などについては、詳細が決定次第、新聞チラシ（10月上旬折込予定）などでお知らせする他、10月5日(月)以降には、保健福祉会館窓口で配布する予定です。また、(1)、(2)の方で、やむを得ず町外で接種される方は保健福祉会館で事前手続が必要です

○それ以外の方は、全額自己負担です。接種を希望する医療機関に直接お申し込みください

☎ 22 - 1144
☎ 22 - 1144
☎ 22 - 1144

子育て支援センターだより

11月の広場のお知らせ ※申し込みは10月5日(月)9時30分～
あいあい広場（0歳） 11月12日(木)※定員8組
きらきら広場（1歳） 11月5日(木)※定員10組
のびのび広場（2・3歳） 11月19日(木)※定員10組
0歳は支援センターで玩具作り、1～3歳はぬくぬくホールで運動遊び。
ストレッチ講座 ※申し込みは10月5日(月)9時30分～
■日時／10月20日(火)10時～11時※定員8組 ■講師／渡邊愛氏
■場所／子育て支援センター（託児有） ■参加費／無料
■持ち物／ヨガマット（バスタオル）・飲み物（2人分）・汗拭きタオル
※動きやすい服装で参加してください
幼児食講座（栄養士さんに聞いてみよう～1歳からの食事とおやつ）
※申し込みは10月12日(月)9時30分～、質問は事前に受付します
■日時／11月11日(水)10時～11時※定員10組 ■講師／新田京子栄養士
■場所／子育て支援センター（託児有） ■参加費／無料
※広場や子育て講座ともに「はじめまして」の方でも参加できます。電話申し込みも可能ですので、子育て支援センターにお問い合わせください

子育て支援センター（南3東5ぬくぬく内） ☎ 55 - 8355 FAX 55 - 8377
開所時間 9時30分～12時、13時～17時 休 所 日 日曜日、祝日

※4・10カ月児健康診査を受診した子どもで、保護者が同意した場合のみ掲載しています

いざという時に知っていると安心な 成年後見制度を紹介します

精神上的の障害などによって判断能力が十分でない方は、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設入所に関する契約、遺産分割の協議などを、自分で行うことが難しい場合があります。また、本人に不利益な契約でも正しい判断ができないまま契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度は、援助者に法的な権限を与え、本人の代わりに法律行為を行えるようにする制度で、判断能力の十分でない方を保護し、支援します。

法定後見制度

本人の判断能力に応じ、「補助」、「保佐」、「後見」の3つの制度があり、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが、代理の契約や財産管理などを行います。

【後見人できないこと】

医療行為への同意、身元保証人や入院保証人などの就任、婚姻や離婚、養子縁組・離縁、認知の代理、遺言などできません。

【手続き】

本人の住所地の家庭裁判所へ申立てを行います。本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長が申立てをすることができ、申立て・登記手数料、場合によっては鑑定料がかかります。

必要書類は、本人の戸籍謄本・住民票・診断書・財産に関する資料などがあり、推定相続人となる方の調査も必要となります。

※本人に身寄りがいないなどの理由で、申立てをする方がいない場合は、市町村長による申立ての制度があります。また、後見制度利用の費用負担が困難な方には、その費用を助成する制度があります

制度の詳細は、俱知安町生活サポートセンター（俱知安町社会福祉協議会内）、地域包括支援センター、全国の弁護士会や司法書士会までお問い合わせください。

☎ 22 - 4150
☎ 22 - 4150
☎ 22 - 4150